





為政上一定不移ノ大方針ナキハ國家ノ不幸

之ニ過キサルノミナラス責任内閣ノ実ヲ舉クル

コトモ亦望ムヘカラス殊ニ今日ハ實ニ憲政上ノ局面

一變ノ時期ナルヲ以テ主要ナル事項ニ付政

府カ當ニ執テ進行スヘキ方針ヲ列舉

セント欲ス

第一外交

方針ノ一定シ必要トスルハ外交ニ如クモノナレ

外交上若シ一定ノ方針ナキトキハ決シテ一日モ

列國ノ交際場裏ニ立ツコト能ハサルヘク外ニ

如何ナル敏捷ノ使臣ヲ派遣スルモ殆ト手ヲ

下スノ途ニ違ハレノ君クハ全ク途ナカウレノ列

天正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈

國ノ輕侮ト奔走ノ徒勞ヲ醸サスニハ止マズ故
ニ外^ニノ費用ヲ惜ムコトナク乙使領事^(領事ハ)ニ
遣^{ハシ}上^ニ必要アル^ニ其^ノ人^ヲ精^ニ撰^スヘキハ勿^レ論ナレ氏^ハ政
府^ノ外^ニ文^ノ方^ノ針^ハ必^ズ一^ニ定^ス不^レ動^{ナル}ヲ要^ス而
シテ殊^ニ注^意ノ必要ナルハ一朝^ニ事^ノアルノ日^ニ
同盟^ヲ為^スヘキモノ^ノシ^テ永^ク久^ク真^正ニ我^ト利^ヲ
害^ヲ同^クスル強^國中^ニ隱^然ボ^クノ置^ククノ一
事^ナリトス^ル流^動不^レ偏^ノ改^策ハ一^見上^ニ便^益
多^キニ似^タレ氏^ハ其^ノ極^列國^ヲ悉^ク敵^トスル
モ者^ニサ^ルノ実^力アル^ヲ要^ス此^ノカ^ナク^レテ何
レモ味^方トセ^{サル}ハ孤^立収^縮ノ政^畧タルニ渾^着
ス^ヘシ殊^ニ他^國ノ聲^望食^ヲ事^トス^ル邦^國ニ
當^ルニハ英^米ノ如^キ平^和文^明ノ主^義ヲ抹^ル

モノト相^合スル^ヲ得^策ナ^リト^ス
就^中注^目シ^テ急^ルヘ^カラ^サル^ハ清^國朝^鮮國
ナ^リト^ス君^レシ^テ大^陸ニ於^ケル^ニ我^ノ勢^力ハ全^然消
滅^スル^モ可^ナリトセ^ハ別^向題^ナレ^氏治^革上^自
衛^上ノ必要^ニ基^キ兩^國ノ扶^掖ス^ヘト^ス天^職
ヲ帶^フル^{以上}ハ斷^シテ今日^ノ儘^ニ放^任ス^ヘ
カラ^ス君^レシ^テ又^テ政^事上^ニ實^権ヲ得^難シトセ^ハ
サ^ナク^トモ事^業上^ニ地^步ヲ占^メ置^クラ^要
ス^故ニ鐵^道鑛^山航^海兵^行事^業ノ如
キ^ハ之^ヲ我^ノ掌^中ニモ^ト為^スコト^ヲ勉^メル^ニ
ヘ^カラ^ス
第二^ニ拓^殖事^務
台灣^ノ經^營開^發軍^事上^ニ實^益上^ニ勿^レ偏^國

家ノ俸面上ニ於テモニテ遂行セラルヘカラス然
ルニ目下ノ現状ハ果シテ如何高キ大ニ畫策ヲ要
スルモノアリ夫ノ制度ノ改良、改正、条約實施ノ
程度、官吏ノ淘汰、暴徒ノ鎮壓、阿片ノ禁止、
鐵道道路ノ開鑿、土地ノ開拓、内國人民ノ
移殖、台灣銀行ノ設立等ハ最モ緊要
ナルモノナリ不幸ニ若シ倭島ノ制市宜シキ
ヲ失スルトキハ獨リ其富原ヲ利用シ能ハサルノ
ミナラス甚シキハ外國客喙ノ隙ヲ生センモ未
ク知ルヘカラス是レ此際大ニ注意ヲ要ス可
以ナリ
北海道モ亦決シテ勿論、附スヘカラス鐵道ノ
布設、道路港灣ノ修築、殖民ノ獎勵、如キ

銳意反奉スニアラスレハ何レノ日カ彼ノ開闢
ヲ期スヘケンヤ倭島開拓ニ反奉セシヨリ既ニ
數十ノ星霜ヲ経過セルモ拘ラス其成績ハ快
レテ大ナリト謂フヘカラス是レ本邦ノ耻辱ニ
アラスヤ

第三國防軍備

四面海ヲ環セル邦國ノ軍備ハ決シテ大陸接
續國ト同一ナルヘカラスヤ勿論ナリ幸ニ海軍
ハ有カナラハ海水ハ敵ニ對シ天然ノ防壁線
トナルベシ宜シク此ノ恩惠ヲ利用シ國防上重
キヲ海軍ニ置カサルヘカラス蓋シ海軍ヲ以テ
陸軍ニ比スレハ壯丁ヲ引上ケ數萬ノ生産反奉
者ヲ坐食セシムルノ損害ナク且ツ密着不獵

軍備在外臣民在、貿易、保護等経済上
に於ケル其利益、陸軍ト日ヲ同レクシテ語
ルヘカラス君レ國力足ラスレテ同時、兩者ヲ擴
張スルノ餘裕ナレトセハ、寧テ海軍ヲ先ニシ之
カ定備ヲ主トセサルヘカラス而シテ、海軍ノ擴張
上ノ損失ヲ免レ奉アルノ日、艦艇ノ製造修
理ニ差支ナカラシメ傍ラニ業上ノ必要ヲ充
塞セント欲セハ、彼ノ製鋼所設備ノ完成ハ一
日モ速ナラシムルヲ要ス且是レ一日モ空レクムレハ
一日ノ損失アレハナリ、其他海軍ノ養成ノ如キハ
大ニカシ用ヒサルヘカラス、今日スラ既ニ缺乏シテ感
スルカ如シ果シテ然ラハ如何ニシテ將來増カ
キ需用ニ應スヘキヤ實ニ憂慮ニ堪ヘカレナリ

終リニ必要ナルハ、倭金會計ノ許ス限リ、軍備資金
ヲ貯積スルコアリ

第四財政

國家ノ盛衰隆頽ハ、往々財政ノ整否ニ依テ分ル是
ヲ以テ財政ノ事ハ決シテ輕視スルコト許サズ波ノ英國
ニ於テ首相カ大蔵大臣ヲ兼ヌルニ、常トセルカ如キハ
實際之ヲ西明スルコト足ル、實ニ財政ニシテ一度紊亂
セハ、軍備擴張モ其効ナキニ至リ、國家ノ信用ヲ
傷ケ國力ハ衰頽シ國民ハ塗炭ニ苦ムヘシ現ニ伊太
利西班牙ノ如キ覆轍アリ、豈ニ警メサルヘケシヤ今
試ニ緊要ナル財政上ノ事項ヲ左ニ掲クヘシ
其一、國庫ニ関スル件
一、豫算ノ精確ヲ保テ以テ結局巨額ノ不用額ヲ見ル

カ如キコトナカラシムルコト

- 二、國庫金取扱上、改良ヲ加へ一般金融トノ離隔ヲ極去スルコト
- 三、濫リニ起債ノ依頼セズ國家信用ノ標準ナル國債市價ノ低落ヲ避クルコト
- 四、時機ヲ見テ國債ヲ整理償還シ利子其他之ニ使スル費用ヲ抑減スルコト
- 五、國債ヲ募集シ難キ場合ニハ不得止債金ヲ以テ経費支辨シテテ成ルヘク公債ノ募集ヲ要スル財政上ノ新徑畫ヲ為サルコト
- 六、其他國費中急ヲ要セサルモノ又ハ改革ヲ加ヘテ可ナルモノハ百万ノ節減ヲ加フルコト但シ殖産、外文等ニ関スル必要モノハ此限外トス而シテ例ハ官吏ノ人自ラ減サシ一人富リノ俸給ヲ増加スルカ如キハ必要ナラン
- 七、豫備金定額ヲ増加シ備荒儲蓄ノ方法ヲ改良シ非常ノ際ニ於ケル責任支出ノ濫用ヲ防クコト

其二

租税ニ関スル件

- 一、官有財産ノ取締ヲ嚴密ニスルコト
- 一、輸出税ヲ全廢シ營業稅、証券印稅ヲ改ムル等生産ニ有害ナル租稅組織ニ改良ヲ加フルコト
- 二、歳入ノ不足ハ主トシテ酒稅ノ増減ヲ以テ充足シ成ルヘク間接ニシテ生産ニ關係ナキ稅種ヲ選擇スルコト而シテ酒稅ノ增加ト共ニアルコールノ取締ノ方法ヲ設クルヲ必要ナリトス
- 三、地租所得稅ニ改良ヲ加ヘ以テ之ヲ屢伸自在ノモノト爲シ歳入ニ痛ク不逞ヲ告グル今後數年ノ間ヲ限リテハ多ク其率ヲ高メ置クコト

四、華烟草專賣ヲ今一步進メテ製造

マシモ及スコト
烟草專賣及ニ関稅事務ヲ主稅局

ナリ分離シ右獨立ノ局ヲ設ケ奉リ
務ノ取扱ヲ圖ルコト

其三、金融ニ関スル件
一、中央、地方ハ正貨準備ノ増殖ヲ圖リ

金利ヲ以テ宜シキヲ制スル等ノ外成
ルヘク自然ニ進行スル人爲的急激

ノ手段ヲ避ケルコト
二、商業手形割引ノ普及ヲ期シ銀

行ヲ以テ投機ニ流レ資金ヲ固定セ
シ免ノ弊ヲ去ラシメ生産上有益

之活動ヲ爲サシムコト

三、有價証券ノ賣却抵當等ノ手段ニ

依リ外資ヲ流入セシムルハ不可ナシト

惟モ之ヲ輸入スル者リケハ成ルヘク自然

有益ナル方法手段ヲ以テシテ不利益

ナル條件ニ束縛セラレサルヲ期スル

第五、殖産

軍備ヲ擴張スルニモ歳入ヲ増加スルニモ其原

泉源モハ國民ノ出稅力如何ニ在リ而シテ出

稅力ハ生産ノ結果ナリ果シテ然ラハ方今生産

増加ノ急務ナリ論ヲ俟タズ而シテ其方法ハ

未タ枚擧ニ遑アラズト雖モ重要ナルモノハ左

おし

- 一、内国振興ヲシテ真正ナル手形ノ割引ヲ主トシ強ク金ヲ増殖シ海外取引ヲ開始セシメ先等之ヲ整理發達シ國ルニ
- 二、信用生産組合法ヲ制定シ殖産ノ機關ヲ整備スルコト
- 三、商業會派取農會工業會ノ組織權限ヲ擴張スルコト
- 四、山林ノ收利ヲ増加スルト同時ニ濫伐ヲ制止スルコト
- 五、水産就中遠洋漁業ヲ獎勵スルコト

第六 交通

- 六、投機心ヲ制止シ勤勉ノ風ヲ養成シ貯蓄ヲ獎勵スルコト
 - 七、製作物就中輸出品ヲ改良増強シ海外市場トノ關係ヲ密ナラシメ貿易ノ發達ヲ圖ルコト
 - 八、工業條例ヲ制定シ雇者被雇者永久ノ利益ヲ調和セシムルコト
- 軍備上殖産上交通機關ノ改良善及ニ補フ
- 七要ナリ而シテ
- 一、鐵道運賃ノ低減
 - 二、航路ノ擴張善及
 - 三、造船ノ獎勵高航學校ノ補助

四、郵便電信料、減少

(事)小ナルに似タレドモ、
印紙ヲ歳入印紙トシテ、
便益頗ルシカラシム

ノ如キハ其長七重要ナルモノトス

第七、教育

國家、永遠根底ノ甚達進歩ハ國民ノ教育ニ
淵源ス故ニ一方ハ普通教育ノ普及ヲ謀リ骨
迫無料ノ小學校教育ヲ實行シ、
實業教育ニニ百方奨励ヲ與ヘ、
書籍、
大學ノ資金ヲ増加シ之ヲシテ、
世論以外ニ招立
セシムルヲ要ス而シテ、
獨占ノ弊ヲ矯正スル為メ
私立ノ大學ヲ認定スルカ如キモ亦必要ナラン

第八、地方行政

地方行政ノ舉否ハ長官其人ヲ得んと否トシ、
老朽其用ニ堪ヘ尤者若クハ一方ニ偏倚シ全般
ノ利益ト相容レサル者、
如キハ引退セシメ之ニ代
フルニ有為誠實熱心ニ牧民ノ任ヲ完クスヘキ
モノヲ以テセリ、
カラス之ト同時ニ、
黨派ニ偏セ
サル者ヲ登用スニアラサレハ、
黨争其他行末ノ
積弊ヲ洗除シ人文ノ進歩ニ應ジ、
地方治平
ヲ保テ地方行政ノ舉ランコトハ、
期ニ難カシム
キナリ

第九、對議會策

世人動モスレハ政黨内閣ノ利益ノミヲ見テ
其害ヲ忘却スルカ如シ、
政黨内閣制ノ秀所ハ

カントセリルニ亦たニ掲クルカ如キ弊害ナキニシ
モアラス

一、國家ノ利益より、寧ロ黨派ノ利益重ク

二、多数ノ壓制及ヒ專擅

三、政權ノ争奪

四、内閣ノ更迭頻繁

五、百般ノ事業マテモ黨争ノ具トシ

殊ニ本邦ノ如ク政黨ノ普及充分ナラザレバ
於テハ豫メ警戒スルナクハ弊害ノ其利益ヲ壓
制スル虞中キヲ保セス、今日ハ責任内閣ノ
試験期トシテ謂フヘキ緊要ノ場合ナリ、以テ
極力黨派政治ノ弊害ヲ避ケ完全ナル成績

ヲ掲ケ好範例ヲ後日ニ遺サルヘカラス、我々彼、
北米合衆國ニ於テ其弊害ニ苦メルカ如ク内閣ニ
更迭アルハ事務官マテモ更迭ヲ為シ國家ヲ
シテ激變腐敗ノ極ニ隔ラシク備ラ作ルカ
ルキハ極力之ヲ避ケサルヘカラス、若シ止ムヲ得ザレ
ば要ヲ以テ寧ロ政務官ノ員數ヲ増加シテモ尚ホ
能ク政務官事務官ノ區分ヲ明ニシ責任ノ
歸スル所ヲ審ニスルト同時ニ行政事務ノ健全
鞏固ヲ圖ラシムヘカラス

次ニ必要ナルハ衆議院議決選舉法ヲ改正シテ
議員其人ヲ得且ツ選舉上ノ騷擾不正手做ヲ
除去スルニ在リ

後年、朝野ノ間ニ横ハレル責任内閣ノ問題ハ

此ノ既ニ融解セル以上ハ、
増進ニ著目セラルルニ至リ、
定ニ國家全般永遠ノ利益ヲ圖ラバ、
下ノ輿望ハ自ラ歸著スヘキナリ、
之ニ及シ私情私益ノ為メニ公事ヲ誤ルカキ
コトアラナカ
陛下ノ信任ニ對シ、
院就中貴族院ノ反抗力ヲ強カラシメ、
漸次去リ他ニ移リ、
憲的暗黒時代ニ退步セシメ、
地位ヲ保全シ難キニ至ランモ、
宣警戒ル所ナク、
可ナランヤ